

熊本県収用委員会公告第1号

公 示 に よ る 通 知

熊本県熊本市保田窪四丁目1048番118及び1048番119の土地所有者

氏名 澤田哲哉(持分40分の1)

住所 居所不明ただし住民票上の住所

大阪府東大阪市衣摺一丁目3番28号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第46条第2項の規定に基づき上記の者に通知すべき下記書面は、当収用委員会事務局(熊本県土木部用地対策課内)において保管してあるので、出頭のうえその交付を受けて下さい。

記

平成14年12月26日付け熊収第340号の書面(一級河川緑川水系藻器堀川改修工事(熊本県熊本市保田窪四丁目地内から同県同市八反田一丁目地内まで)の土地収用案件に係る審理開催通知書)

(注意)上記書面を受領しないときは、平成15年1月16日をもって書面の通知があったものとみなされます。

平成15年1月6日

熊本県収用委員会 会長 塚 本 侃

熊本県選挙管理委員会告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第5項及び第75条第5項の規定に基づくその総数の50分の1の数並びに同法第76条第4項、第81条第2項及び第86条第4項に基づくその総数が40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第2項の規定に基づくその総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成15年1月6日

熊本県選挙管理委員会

委員長 宮 本 卓 治

その総数の50分の1	29,701
その総数が40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	314,173
その総数の3分の1	495,012

熊本県選挙管理委員会告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第4項の規定に基づくその総数の3分の1の数(40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成15年1月6日

熊本県選挙管理委員会

委員長 宮 本 卓 治

選挙区名	
熊本市選挙区	152,936
八代市選挙区	28,217
人吉市選挙区	10,050
荒尾市選挙区	15,605
水俣市選挙区	8,239
玉名市選挙区	12,072
本渡市選挙区	10,592
山鹿市選挙区	8,842
牛深市選挙区	5,088
菊池市選挙区	7,257
宇土市選挙区	10,088
宇土郡選挙区	5,548
下益城郡選挙区	22,652
玉名郡選挙区	20,611
鹿本郡選挙区	15,683
菊池郡選挙区	34,232
阿蘇郡選挙区	21,029
上益城郡選挙区	23,623
八代郡選挙区	13,355
芦北郡選挙区	7,707
球磨郡選挙区	17,690
天草郡上島選挙区	14,619
天草郡下島選挙区	9,682